

## 「結びの神」名称等取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、三重県に帰属する「結びの神」の名称、シンボルマーク及び専用デザイン（以下「名称等」という。）を使用する場合の取扱について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、名称等とは、三重の新たな米協創振興会議（以下「協創振興会議」という。）の意見を踏まえ、別紙「結びの神」名称及びデザインとして定めたものをいう。

### (名称等の管理主体)

第3条 名称等の管理は、協創振興会議事務局（以下「事務局」という。）の三重県が行うものとする。

### (使用条件)

第4条 名称等は、「三重の新たな米協創振興会議」の目的に沿った取組を行う場合において、営利、非営利を問わず使用できるものとする。なお、商品に使用する際は別に定める別紙「結びの神」名称等使用基準の規定に適合した商品に限る。

- 2 「三重の新たな米協創振興会議」参加者が使用する場合には、別に定める「三重の新たな米協創振興会議参加届出書」により参加の申請を行うものとする。

### (使用料)

第5条 名称等の使用は、無償とする。

### (使用届)

第6条 名称等を使用する場合は、「結びの神」名称等使用届（以下「使用届」という。）（様式第1号）を、事務局の三重県へ提出し、あわせて、使用ののちには、名称使用実績のわかる資料（印刷物、ホームページURLなど）を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用届の提出を要しない。

- (1) 県内の市町等並びに協創振興会議参加団体の職員が業務で使用する場合
- (2) 報道機関が「結びの神」の報道及び広報の目的で使用する場合
- (3) 「結びの神」の広報協力事業を行う企業・団体等が使用する場合
- (4) 事務局の三重県が使用する場合
- (5) その他、協創振興会議（戦略会議含む）において使用を適当と認めた場合

(使用上の遵守事項)

第7条 名称等を使用する者は、次に定める事項について、遵守することとする。

- (1) 原則定められた色、デザイン等を正しく使用すること
- (2) 名称等のイメージを損なう使用はしないこと
- (3) 商品添付の際は、栽培・品質規準を遵守すること
- (4) 活動のイメージを損なう使用はしないこと
- (5) 協創振興会議要領にある活動に関する取り決めに遵守すること

(事故、苦情等の処理)

第8条 使用者は、専用名称の使用に伴い事故、苦情等が発生した場合、自らの責任のもとに、誠意をもって適切な措置を講じなければならない。

- 2 前項に規定する事故、苦情等について、協創振興会議及び事務局の三重県はその責を負わないものとする。

(その他)

第9条 協創振興会議及び事務局の三重県は、使用者が不適切な使用を行う恐れがあると認めた場合、または不適切な使用を行ったと認められる場合は、当該使用者に対して使用の禁止または使用の中止を求めるものとする。

(附則)

この要領は、平成24年10月12日から施行する。